

Q₅ 輸入契約を締結することとなり、輸出者側から信用状の開設を求められましたが、信用状取引には国際的なルールがあるのでしょうか。

A₅ 信用状（Letter of Credit、略称 L/C）が国、地域によって形式や用語の解釈などがまちまちであると国際的な取引に大きな支障をきたすため、信用状の性格、形式、用語の解釈などがあらかじめ規定されています。国際商業会議所（International Chamber of Commerce、略称 ICC）（注1）によって「信用状統一規則」が制定されています。現在では、各国、地域で発行される信用状のほぼすべてがこの規則に準拠して発行されており、法律、商慣行が異なる国際間での取引を円滑に行う上で大いに役立っています。

信用状統一規則は、1933年に制定されて以来、コンテナ輸送の普及による運送契約の変化、情報処理技術の進歩などの荷為替信用状取引に影響を及ぼす環境の変化に対応するため、6回の改訂を重ね、現在は2007年7月1日から有効になっている2007年改訂規則が用いられています。2007年改訂規則は、「Uniform Customs and Practice for Documentary Credits, 2007 Revision, ICC Publication No.600」（荷為替信用状に関する統一規則および慣例、2007年改訂版、ICC出版冊子 No.600）と呼ばれ、一般に現在日本国内で信用状統一規則と呼ぶ場合にはこの改訂規則のことを指し、英文で表示される場合には、英文名称の頭文字をとり、「UCP」あるいは「UCP No.600」が使われています。

信用状統一規則の適用対象となっている信用状は、一般的な物品の取引に用いられる信用状に加え、（適用可能な範囲において）スタンドバイ信用状を含んだすべての荷為替信用状が該当するものと、信用状統一規則第1条に規定されています。ただし、「The Uniform Customs and Practice for Documentary Credits, 2007 Revision, ICC Publication No.600, shall apply to the Credit concerned.」（この信用状には2007年改訂版の信用状統一規則が適用されます。）などの文言を信用状の本文に盛り込むことが条件となっています。

なお、SWIFT（注2）による信用状の通知の場合には、他の指定がない限り信用状の発行日現在で有効な信用状統一規則に準拠しているものとみなされます。

注1. 第1次世界大戦後の世界経済の再建と発展を国際貿易の拡大により実現するための新しい国際貿易秩序を確立することを目的として、1920年にパリに設立された国際的な民間組織団体。日本においても国内委員会が設置されている。ICCでは、信用状統一規則のほかにも国際間における、手形、小切手などの取立に関する規則を定めた「ICC取立統一規則、1995年改訂版、ICC出版物番号522」（ICC Uniform Rules for Collections, 1995 Revision, ICC Publication No.522）（略称 URC522）、貿易取引の条件を規定した「インコタームズ 2010」（Incoterms 2010）などを規定している。

注2. SWIFT（The Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication）：1973年に設立された、金融機関の国際金融取引に伴う銀行間付替、顧客送金などのメッセージ送信を国際ネットワークで行うことを目的とした非営利の協同組合で、本部はベルギーに置かれている。